

河北町新規狩猟免許取得等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥獣による農作物被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許等を新たに取得した者に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 河北町に住所を有する者
- (2) 新たに狩猟免許等を取得した者
- (3) 山形県猟友会西村山支部河北分会に入会し、有害鳥獣捕獲等の活動に積極的に従事することができる者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 狩猟免許取得に係る経費
 - ア 初心者講習会受講料
 - イ 狩猟免許試験受験料
 - ウ 申請時に必要な医師の診断書発行に係る費用
- (2) 鉄砲所持許可に係る経費
 - ア 猟銃等初心者講習会受講料
 - イ 射撃教習資格認定申請手数料
 - ウ 猟銃等火薬類等譲受許可申請手数料
 - エ 教習射撃受講料
 - オ 銃砲所持許可申請手数料
 - カ 申請時に必要な医師の診断書発行に係る費用
- (3) 有害鳥獣捕獲活動に必要な次に掲げる物品の購入に係る経費
 - ア 銃器
 - イ 銃保管庫
 - ウ 装弾保管庫

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる経費の合計額とし、10万円を限度とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる経費については、全額
- (2) 前条第3号に掲げる経費については、総額の3分の1の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、河北町新規狩猟免許取得等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許又は鉄砲所持免許の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収証等の写し
- (3) 山形県猟友会西村山支部河北分会会員であることを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請をもって規則第14条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第8条の規定による交付決定通知をもって、規則第15条の規定による補助金等の額の確定通知に代えるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

河北町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

河北町新規狩猟免許取得等補助金交付申請書

河北町新規狩猟免許取得等補助金交付規程第5条の規定により河北町新規狩猟免許取得等補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の申請額 金 円

3 補助対象経費内訳 別紙のとおり

4 添付書類

- (1) 取得した狩猟免許又は鉄砲所持免許の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収証等の写し
- (3) 山形県猟友会西村山支部河北分会会員であることを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

別 紙

補助対象経費内訳

項 目	補助対象経費	補助金額
狩猟免許取得に係る経費		(①+②+③×1/3) (限度額 100,000円) 円
初心者講習会受講料	円	
狩猟免許試験受験料	円	
医師の診断書発行に係る費用	円	
小 計 (①)	円	
鉄砲所持許可に係る経費		
猟銃等初心者講習会受講料	円	
射撃教習資格認定申請手数料	円	
猟銃等火薬類等譲受許可申請手数料	円	
教習射撃受講料	円	
銃砲所持許可申請手数料	円	
医師の診断書発行に係る費用	円	
小 計 (②)	円	
物品の購入に係る経費		
銃器	円	
銃保管庫	円	
装弾保管庫	円	
小 計 (③)	円	
合 計 (①+②+③)	円	

※ 算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨ててください。